

生食監発0902第1号
平成28年9月2日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課長
(公印省略)

腸管出血性大腸菌O157による食中毒患者の発生について

今般、千葉県及び東京都並びに沖縄県において腸管出血性大腸菌O157による食中毒が発生しているため、患者等の調査及び関係食材の遡り調査等について下記のとおり対応をよろしくお願いします。

記

1. 千葉県及び東京都の事案

本年8月25日及び27日に老人ホームにおいて発生した同一事業者が提供する給食を原因とする腸管出血性大腸菌O157食中毒の調査において、8月22日に提供されたメニューのうち「きゅうりのゆかり和え」から腸管出血性大腸菌O157が検出されている。

については、関係自治体から原材料のきゅうりに関する調査依頼があった場合には迅速に調査するとともに、当該食品の流通先における腸管出血性大腸菌O157患者の発生状況を調査すること。

また、原材料のきゅうりの残品を発見した場合は、販売の見合せ等を指導し消費者が喫食することが無いよう適切な措置を講じること。

2. 沖縄県の事案

平成28年7月下旬から8月上旬にかけて沖縄本島を訪れた観光客が、腸管出血性大腸菌O157感染症と診断され、発症者の喫食状況調査においては、

「おきなわワールド」内の施設（施設名：フルーツ茶屋 所在地：沖縄県南城市玉城字前川 1336）が提供する「サトウキビジュース」が共通食と判明している。

については、当該施設において「サトウキビジュース」を喫食した患者等の発生を探知した場合は、速やかに医療機関の受診を勧奨するとともに、速やかな食中毒調査を行うこと。

3. その他

- (1) 腸管出血性大腸菌O157による食中毒が発生した場合は、施設との関連性を確認する観点から、平成22年4月16日付け食安発0416第1号「腸管出血性大腸菌O157による広域散発食中毒対策について」に基づき、患者由来菌株を迅速に収集し、国立研究機関等へ送付すること。
- (2) 関係食材の喫食歴がある有症者が確認された場合には、医療機関への受診を勧奨するなど適切な対応をすること。